

藤枝商工会議所主催「改正労働法セミナー」

事業主の皆さん
必聴です!!

改正高年齢者雇用安定法 改正労働契約法の実務対応セミナー

高年齢者雇用安定法・労働契約法が改正され平成25年4月1日から施行されます。
今回の改正により、労働者を雇用しているすべての事業主は改正に伴った対応をとらなくてはなりません。
では、事業所としてどのような対応が必要なのでしょう。その解決策を本セミナーにおいてわかりやすくご説明致します。
是非ご参加下さいませようご案内致します。

【日 時】平成25年2月27日(水) 13:30~15:00
【会 場】藤枝商工会議所 4階ホール
【講 師】森崎和敏氏(社会保険労務士 あおいマネジメントサービス代表)
【定 員】100名 【参加費】無料

内容

1 高年齢者雇用安定法・労働契約法改正のポイント

- ・継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- ・無期労働契約への転換 ・「雇止め法理」の法定化 など

2 改正に伴った実務対応の解説

- ・労使協定、就業規則の変更
- ・就業規則作成義務のない事業所の対応方法
- ・有期契約から無期契約への転換方法 など

3 質疑応答



【申込み・問合せ先】

藤枝商工会議所 事業推進課

〒426-0025 藤枝市藤枝4-7-16 TEL 641-2000 FAX 643-2000

藤枝商工会議所 事業推進課 行

FAX 054-643-2000

2/27開催「改正労働法セミナー」 参加申込書

平成25年 月 日

事業所名	TEL	
	FAX	
所在地	業 種	
受講者名	受講者名	

※ご記入頂いた情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供の目的以外使用いたしません。